

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○保安林の指定の予定	一
○構造計算適合性判定機関の委任解除	一
○土地改良区役員の就任の届出	一
○土地改良区の定款変更の認可	二
○土地改良区の定款変更の認可	二

告 示

○宮城県告示第四百七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字坂本二の四、四の二、四の三、一〇の一、一〇の四、一五の八、一五の九、一六の一、一六の三、二〇の二、二〇の三、二一の五、二二の六、二二の五、二二の六、四〇の七、四〇の八、四〇の二二、四〇の一三、五四の二、五四の三、字波伝谷一七七の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第四百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により委任した構造計算適合性判定を次のとおり解除したので、同法第七十七条の三十五の二十第二項の規定により公示する。

令和三年五月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委任を解除した指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社国際確認検査センター

東京都中央区京橋二丁目八番七号

二 業務区域

宮城県全域

三 委任を解除した事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目八番二号

四 委任を解除した構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び第十八条第四項の一部

五 委任解除年月日

令和三年五月十一日

○宮城県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒川堰土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千 葉 幸太郎

就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和三年三月十三日	和泉善雄	黒川郡大衡村駒場字欠下一番地三十	理事

○宮城県告示第四百十号

荒川堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年五月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 千葉 幸太郎

○宮城県告示第四百十一号

津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年五月十一日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 一裕